

税額控除

○調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税（国税）と個人住民税（町・県民税）の人的控除額の差に基因する負担増を調整するため、個人住民税（町・県民税）の所得割額から一定の額を控除します。

個人住民税の 合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下の方	次の①と②のいずれか少ない金額の5%（町民税3%、県民税2%） ①人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額
200万円超の方	{人的控除額の差の合計額－（個人住民税の合計課税所得金額－200万円）}×5%（町民税3%、県民税2%） ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円（町民税1,500円、県民税1,000円）となります。

※合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

○人的控除一覧（住民税）

控除の種類		本人の合計所得金額	控除額	
基礎控除		2,400万円以下	43万円	
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
		2,500万円超	0円	
障害者控除	普通	—	26万円	
	特別	—	30万円	
同居特別障害者		—	53万円	
寡婦控除		500万円以下	26万円	
ひとり親控除	父	500万円以下	30万円	
	母			
勤労学生控除		—	26万円	
配偶者控除	一般	900万円以下	33万円	
		900万円超 950万円以上	22万円	
		950万円超 1,000万円以下	11万円	
	老人	900万円以下	38万円	
		900万円超 950万円以上	26万円	
		950万円超 1,000万円以下	13万円	
配偶者 特別控除	配偶者の合計 所得金額	58万円超	900万円以下	33万円
		100万円以下	900万円超 950万円以上	22万円
			950万円超 1,000万円以下	11万円
		100万円超	900万円以下	31万円

配偶者 特別控除	配偶者の合計所得金額	105万円以下	900万円超 950万円以上	21万円
			950万円超 1,000万円以下	11万円
		105万円超 110万円以下	900万円以下	26万円
			900万円超 950万円以上	18万円
		110万円超 115万円以下	950万円超 1,000万円以下	9万円
			900万円以下	21万円
		115万円超 120万円以下	900万円超 950万円以上	14万円
			950万円超 1,000万円以下	7万円
		120万円超 125万円以下	900万円以下	16万円
			900万円超 950万円以上	11万円
		125万円超 130万円以下	950万円超 1,000万円以下	6万円
			900万円以下	11万円
130万円超 133万円以下	900万円超 950万円以上	8万円		
	950万円超 1,000万円以下	4万円		
扶養控除	一般	—	33万円	
	特定	—	45万円	
	老人	—	38万円	
	同居老親等	—	45万円	
特定親族特別控除	一般	—	33万円	
	特定	—	45万円	
	老人	—	38万円	
	特定親族の合計所得金額	58万円超 95万円以下	45万円	
		95万円超 100万円以下	41万円	
		100万円超 105万円以下	31万円	
		105万円超 110万円以下	21万円	
		110万円超 115万円以下	11万円	
115万円超 120万円以下	6万円			
120万円超 123万円以下	3万円			

○配当控除

株の配当などの配当所得がある場合は、算出された所得割額から、次の配当控除額が差し引かれます。

種類		課税総所得金額等		1,000万円以下		1,000万円超	
		町民税	県民税	町民税	県民税		
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けている方で、前年分の所得税から控除しきれなかった金額がある場合は、次のいずれか少ない金額が翌年度の町・県民税の所得割から控除されます。

- ・所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額
- ・所得税の課税所得金額等の 5%（限度額 97,500 円）

※ただし、以下の①または②の条件に該当する場合は、所得税の課税所得金額等の 7%（限度額 136,500 円）となります。

①平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までに入居された方のうち、消費税 8%または 10%で住宅を購入された方。

②令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までに入居された方のうち、特例の延長等（一定期間内に住宅の取得等の契約を締結した場合）に該当する方。

○寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が 2,000 円を超える場合には、その超える金額の町民税は 6%、県民税は 4%に相当する金額（基本控除：総所得金額等合計額の 30%を上限）

- ①都道府県、市町村、特別区に対する寄附金
- ②住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- ④特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

※ただし、①の寄附金が 2,000 円を超える場合は、その超える金額に、下記の表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の町民税は 5 分の 3、県民税は 5 分の 2 に相当する金額をさらに加算した金額（特例控除：調整控除後の町・県民税所得割の 20%に相当する金額を超えるときは、それぞれその 20%に相当する金額を限度とする）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0 円～ 1,950,000 円	84.895/100
1,950,001 円～ 3,300,000 円	79.79/100
3,300,001 円～ 6,950,000 円	69.58/100
6,950,001 円～ 9,000,000 円	66.517/100
9,000,001 円～18,000,000 円	56.307/100
18,000,001 円～40,000,000 円	49.16/100
40,000,001 円～	44.055/100
0 円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90/100
0 円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

○また①の寄附金にふるさと納税ワンストップ特例制度を適用した場合には、寄附金特例控除額に対して下記の表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の町民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した全額	割合
195万円以下の金額	5.105/84.895
195万円を超え330万円以下の金額	10.21/79.79
330万円を超え695万円以下の金額	20.42/69.58
695万円を超え900万円以下の金額	23.483/66.517
900万円を超える金額	33.693/56.307

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

確定申告、町・県民税申告の不要な給与所得者等が、ふるさと納税で、納税先自治体が5団体以内の場合に限り、ワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例的な仕組み
なお、本特例の適用を受ける場合は所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。